「+ONEマーク(プラスワンマーク)制度」の概要

1.目的

旅客船は、地域住民の移動や生活物資の輸送手段、また海洋の魅力を活かした観光資源へのアクセス手段としての役割を担っています。しかし、旅客船の利用者が、個々の事業者が安全性確保のための取組を適切に行っているのかどうかを見極めることは難しく、安全性を十分考慮できないで選択してしまうことがあります。

「+ONEマーク制度」は、遊覧船やクルーズ船、レストラン船等の不定期航路事業者の任意の申請に基づき、当該申請事業者が法令遵守していることを確認した上で、それを超える上乗せの安全性向上に向けた取組状況を評価・認証し、その結果を公表する制度です。

この制度を通じて、利用者が事業者の安全性向上に向けた取組を簡便に確認できるようにし、利用者

の安心に資するとともに、利用者による事業者の評価・ 選択を通じて、安全性向上に向けた事業者の取組を促 進することを目的としています。

認証を取得した事業者は「+ONEマーク」を使用することができ、会社案内、事業所、名刺等に表示することで、本制度の認証を受けた事業者であることを広くアピールすることができます。

また、認証事業者の情報は、評価認証団体や国土 交通省のホームページ等で公表され、広く周知されま す。



第一段階の認証マーク

2. 検討経緯

令和4年4月23日、北海道知床において小型旅客船が沈没し、乗員及び乗客26名が死亡又は行方不明となる重大事故が発生しました。その後、国土交通省は「知床遊覧船事故対策委員会」を設置し、小型船舶における旅客輸送の安全対策について総合的な検討を始めました。

同年の12月には、「旅客船の総合的な安全・安心対策」が取りまとめられ、利用者が事業者の安全性 向上の取組を簡便に確認できるようにし、利用者の安心に資するとともに、利用者による事業者の評価・ 選択を通じて、安全性の向上のための事業者の取組を促進するため、評価・認証制度(マーク等)を創設 することとし、今後速やかに具体化を図るべきとの指摘がされました。

この取りまとめを受けて、令和5年7月には、「旅客船事業者の安全性評価制度検討委員会」が設置され、認証のための評価基準、効果的な評価・公表方法、主体となる評価認証団体の要件等についての検討が行われ、令和7年3月に本制度が創設されました。

3.制度概要

(1) 評価・認証の枠組み及び対象

不定期航路事業者(旅客船不定期航路事業者、及び人の運送をする不定期航路事業者)の任意の申請に基づき、当該申請事業者が法令遵守していることを確認した上で、それを超える上乗せの安全性向上に向けた取組状況を評価・認証し、その結果を公表する制度です。

(2)申請要件

申請事業者は、以下の要件を全て満たしていることを要する。

申請要件

- (ア) 事業許可取得(又は届出)後、3年以上経過していること
- (イ) 過去3年間に、行政処分又は安全の確保に係る行政指導を受けていないこと
- (ウ) 過去に認証の取り消しを受けた際の欠格期間に該当していないこと

(3) 評価・認証の方法

申請者が提出した書面に基づき、評価認証団体が認証する審査資格者が書面審査を行います。

評価項目は、「安全性に対する取組状況」及び「運輸安全マネジメントの取組状況」から構成され、それぞれの審査基準に基づき、100点満点の加点方式により審査します。

認証基準は以下の通りとなっており、全て満たす場合に認証となります。

- (ア) 100点満点中60点以上であること。
- (イ) 各大項目の評価点数が、それぞれの基準点以上であること。基準点を下回る項目がある場合は、 合計得点が60点以上でも不適合となる。

【評価項目と配点】

大項目	配点	基準点
安全性に対する取組状況	80 点 (海 難 防 止: 40点) (緊 急 時 の 救 命: 20点) (乗客への情報提供: 20点)	50 点
運輸安全マネジメントの取組状況	20 点	10 点

※基準点とは、各審査項目において最低限必要な点数を指す。

(4) 認証取消

認証事業者が、以下のいずれかに該当した場合は、認証取消を行います。

また、認証取消日より3年間は欠格期間とし、再度申請することはできなくなります。

認証の取消条件

- (ア) 不正申請等により認証を受けたことが確認された場合
- (イ) 認証期間内に認証事業者が行政処分又は安全の確保に係る行政指導を受けた場合

(5) 認証種別と評価マーク

認証種別は、第一段階及び第二段階の2種類です。認証を付与された事業者には、認証証及び認証 マークのデータが提供され、認証を取得したことを表示することができます。

認証基準	マーク	
【第一段階】 書類審査において、「評価点数 の合計が60点以上」かつ、「各大 項目の評価点数がそれぞれの基 準点以上」の場合に第一段階の 認証を付与します。	全性向上になっています	
【第二段階】 第一段階の認証を受けた事業 者が、更新の際に、再び条件を満 たした場合は、第二段階の認証を 付与します。	を発がり、アンドリー・アンドル・アンドル・アンドル・アンドル・アンドル・アンドル・アンドル・アンドル	

【評価・認証制度の全体像】

